

2004年4月17日

弁護士 様

半沢一宣

冠省 3月23日付けで東武鉄道を再度告発（その後4月2日付けで東京地方検察庁に補足説明文書を追加送付、この文書は今回同封しておきます）した件について、本日東京地検から、別紙のとおり、東武鉄道株式会社に対する告発を不受理とする旨の連絡が届きました。不受理の理由は「犯罪事実が特定されているとは認められません」ということで、どうやら書式不備による門前払いということのようです。（もっとも、「殺人幫助予備罪...という罪名はありません」という記述があることから、4月2日付け補足説明などの送付文書には一通り目を通していただいているようですが）また、一緒に送られてきた、東京地検の内部処理記録のプリントアウトと思われるもの（下記、現物は文字がかなり小さく読みづらいと思われるためパソコン入力し直しました）には、被告（発）人が「東武鉄道株式会社」ではなく単に「鉄道事業者」となっているなど、不審な点も見受けられます。（告発状に東武鉄道株式会社の商業登記簿謄本を添付しなかったせいかどうかは不明です）

（参考：東京地方検察庁から送付されてきた、同庁の内部処理記録のプリントアウトと思われるものの内容。告発人のフリガナに誤りがありますが、すべて原文のまま）

番号	区分	受付日	告訴（発）人	フリガナ	告訴（発）代理人
160257	郵送	160323	半沢一宣	ハンザワカズノブ	

被告（発）人	身分関係	罪名又は文書の内容	担当	受理区分	不受理区分
鉄道事業者		殺人予備等	清水		No.164 3/30

処理罪名	備考
列車爆破テロに悪用...鉄道事業者に対する告発状と題する	返戻3/30

私はこの回答書を読んで、自分が作成した告発状のどこにどのような書式上の不備があるのか、また東京地検の今回の不受理決定が正当なものなのかどうか（不当なものではないと言い切れるのかどうか。とくに「再度告発する意思に変わりないのであれば」なぜ東京地検でなく「警視庁本部に相談するのが相当」なのか）などについての判断がつかないことから、これ以上自力のみで東武鉄道の告発を行うには限界を感じました。

東京地検が言う「殺人幫助予備罪...という罪名はありません」というのが事実だとしても、幫助と予備とが組み合わさった行為（不作為）が現実に国民の生命に危害を及ぼすおそれがある事実があるのを前にしてこのような論理がまかり通ってしまうというのは、これがかねて私が指摘している“司法不作為”の現実ということなのか、それとも現行法がそのような犯罪を想定していないことによる法の限界ということなのか、どちらでしょうか。ただ確かなことは、真実がこのどちらであったとしても、ここで私がこれ以上の告発を諦めれば、東武鉄道が公共の利益を阻害している自らの不作為を正当化できてしまうことで、ずるい者がトクをする、「無理が通れば道理引っ込む」結果に終わってしまうということです。何よりも、万策尽きずして告発を断念すれば、私自身が後悔することになってしまいそうです。

そこで、東京地検からの回答書に「弁護士等ともよく相談され...」と書いてあるからというわけではありませんが、

私が提起してきた一連の問題について東武鉄道を刑事告発するのが法的には本当に無理なのかどうか

捜査当局に受理される告発状とするにはどこをどう書き直す必要があるのか

なぜ告発先は東京地検でなく（昨年同じ問題で告発して不受理とされてしまったことがある）警視庁とする必要があるのか

などの点につきまして、様のご意見を拝聴したいと考えております。東武鉄道にかかわる一連の問題は、もはやたばこ問題や交通権の問題だけに留まらない、幅広い分野に及ぶ問題となってしまうだけに、難しい相談であろうことは承知しているつもりですが、どうかよろしくお願い申し上げます。

取り急ぎ用件のみにて失礼致します。時節柄お身体ご自愛下さい。

草々